

2020年2月25日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2019年7月から2019年12月までの間に支払審査委員会を4回開催し、計5件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は3件でした。  
お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、信号待ち停車中に意識消失しブレーキから足が離れて動きだし、対向車と衝突し、受傷されました。</li><li>● 事故の状況、受診歴などから既往症であるてんかん発作を起こして意識消失したことが事故発生の原因であり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく<u>お支払対象に該当しないと判断</u>しました。</li></ul>
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、自転車運転中に意識消失し電柱等に衝突し、受傷されました。</li><li>● 事故の状況、受診歴などから既往症であるてんかん発作を起こして意識消失したことが事故発生の原因であり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく<u>お支払対象に該当しないと判断</u>しました。</li></ul>
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、自転車運転中にパトカーに追跡されて逃走中、対向車線にはみ出し、対向車と衝突しお亡くなりになりました。</li><li>● 事故発生の状況は無謀な暴走運転によるものであり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断</u>しました。</li></ul>